



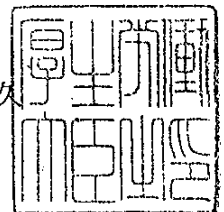
厚生労働省発社援0428第3号

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第26条第2項の規定に基づき、平成12年1月7日厚生省発社援第4号 別添「消費生活協同組合模範定款例」の一部を別紙のとおり改正し、平成27年5月1日より適用することとした。

平成27年4月28日

厚生労働大臣

塩崎 恭久



社援発0428第10号

平成27年4月28日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

( 公 印 省 略 )

「消費生活協同組合模範定款例」の一部改正について

今般、「消費生活協同組合模範定款例」を平成27年4月28日厚生労働省発社援0428第3号により改正し、平成27年5月1日より適用することとしたので通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。